

- 1 免許番号 燧共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、四国中央市川之江港東防波堤突端と同港西防波堤突端とを結んだ線以内の区域、Eキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの6直線以内の区域及びスセ、セソ及びソタの3直線以内の区域を除く。

- 基点
- A 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界
 - B 四国中央市川之江町余木竜宮鼻
 - C 四国中央市川之江町東部埋立地南側付根
 - D 四国中央市川之江町東防波堤(通称白灯台防波堤)付根
 - E 四国中央市川之江町1087の4城山三角点(東経133度34分2秒56、北緯34度0分46秒80)から267度30分160メートルの点
- 点 ア Aから香川県伊吹島赤崎見通し900メートルの点

- イ Aから 271 度 900 メートルの点
- ウ Bから 316 度 900 メートルの点
- エ Cから 316 度 900 メートルの点
- オ Dから 298 度 900 メートルの点
- カ Eから 316 度 900 メートルの点
- キ Eから 316 度 468 メートルの点
- ク キから 28 度 934 メートルの点
- ケ クから 118 度 205 メートルの点
- コ ケから 208 度 300 メートルの点
- サ コから 118 度 230 メートルの点
- シ サから 28 度 145 メートルの点
- ス 四国中央市川之江町 1087 の 4 城山三角点(東経 133 度 34 分 2 秒 56、北緯 34 度 0 分 46 秒 80)から 45 度 1,620 メートルの標識
- セ スから 319 度 30 分 583 メートルの点
- ソ セから 25 度 547 メートルの点
- タ ソから 116 度 554 メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第 2 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域

基点 A 四国中央市川之江町余木 65 番地 (有)東久水産の北角

点 ア Aから 317 度 1,300 メートルの点

イ Aから 321 度 3,500 メートルの点

ウ Aから 327 度 3,500 メートルの点

エ Aから 331 度 1,300 メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第 3 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町余木崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町二名漁港西側防波堤突端

点 ア Aから6度150メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町余木崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町余木竜宮山頂

点 ア Aから339度150メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町浜地区臨海埋立西端角

点 ア Aから316度400メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	とりがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市中之庄町地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域。

- 基点
- A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角
 - B 四国中央市大谷川河口右岸端
 - C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根
 - D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識
 - E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角
 - F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識
- 点
- ア Bから325度20分428メートルの点
 - イ Fから286度30分38メートルの点
 - ウ Aから310度709メートルの点
 - エ Aから310度984メートルの点
 - オ Bから325度20分900メートルの点
 - カ Dから香川県円上島中央見通し728メートルの点
 - キ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの点

ク Bから 325 度 20 分 357 メートルの点

3 関係地区 四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町

1 免許番号 燧共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市寒川町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、CD、DE、Eエ、エオ及びオカの5直線以内の区域及びAキ、キク及びクケの3直線と四国中央市寒川町の最大高潮時海岸線における境界で囲まれた区域を除く。

基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地東側護岸付根から護岸沿い北へ158メートルの標識

B 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

C 四国中央市寒川町西浜埋立東側岸壁付根

D 四国中央市寒川港西防波堤付根

E 四国中央市寒川港西防波堤標柱

点 ア Aから香川県円上島中央見通し756メートルの点

- イ Dから香川県円上島中央見通し 900 メートルの点
- ウ Bから香川県円上島東端見通し 900 メートルの点
- エ Eから 343 度 33 分 320 メートルの点
- オ エから 264 度 840 メートルの点
- カ オから 181 度 410 メートルの点
- キ Aから香川県円上島中央見通し 260 メートルの点
- ク キから 237 度 20 分 658 メートルの点
- ケ クから 189 度 30 分 258 メートルの点

3 関係地区 四国中央市寒川町

- 1 免許番号 燧共第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	とりがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市豊岡町地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県円上島東端見通し線とBから岡山県大飛島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 900 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識

B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 四国中央市豊岡町

1 免許番号 燧共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市中之庄町地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域

- 基点 A 四国中央市大谷川河口右岸端
B 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根
C Bから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識
D 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角
E Dから護岸沿い東へ502メートルの標識
F Eから護岸沿い東へ138メートルの標識

- 点 ア Aから325度20分428メートルの点
イ Eから286度30分38メートルの点
ウ Fから香川県円上島中央見通し27メートルの点
エ Fから香川県円上島中央見通し1,142メートルの点
オ Cから香川県円上島中央見通し1,528メートルの点
カ Cから香川県円上島中央見通し232メートルの点
キ Aから325度20分357メートルの点

3 関係地区 四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町

1 免許番号 燧共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市寒川町地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートルの区域

- 基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地護岸北東角

点 ア Aから真方位 317 度 1,147 メートルの点

3 関係地区 四国中央市寒川町

1 免許番号 燧共第 11 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市寒川町黒岩地先

(3) 漁場の区域

Cア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 四国中央市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西へ 361 メートルの標識

B 四国中央市寒川町西谷川尻左岸

C 四国中央市寒川町 3852 番地 1 の標柱

点ア Cから 1 度 410 メートルの点

イ アから 84 度 440 メートルの点

ウ Aから広島県宇治島東端見通し 2,944 メートルの点

エ Bから広島県宇治島東端見通し 3,400 メートルの点

3 関係地区 四国中央市寒川町

1 免許番号 燧共第 12 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市豊岡町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識

B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから香川県円上島東端見通し 3,500 メートルの点

イ Bから岡山県大飛島西端見通し 3,500 メートルの点

3 関係地区 四国中央市豊岡町

1 免許番号 燧共第 13 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	おごのり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町地先

(3) 漁場の区域

A から岡山県大飛島西端見通し線と B から越智郡上島町江ノ島島頂見通し線との間の最大高潮時海岸線から 900 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
---------	----------	----------------

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキFの8直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市土居町津根と同町藤原との最大高潮時海岸線における境界

C 四国中央市土居町藤原と同町蕪崎との最大高潮時海岸線における境界

D 四国中央市土居町蕪崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界

E 四国中央市土居町天満仏崎鼻

F 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから岡山県大飛島西端見通し3,350メートルの点

イ Aから香川県円上島西端見通し3,650メートルの点

ウ Bから岡山県六島西端見通し3,400メートルの点

エ Cから香川県股島東端見通し3,400メートルの点

オ Dから香川県股島西端見通し3,400メートルの点

カ Eから越智郡上島町江ノ島東端見通し2,600メートルの点

キ Fから越智郡上島町江ノ島中央見通し3,800メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町藤原地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町藤原海岸龍宮

点 ア Aから339度1,100メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町蕪崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから香川県円上島西端見通し 3,500 メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 17 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから 56 度 1,570 メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 18 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから香川県円上島西端見通し 3,500 メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 19 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから広島県走島西端見通し 3,000 メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 20 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから 27 度 415 メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 21 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから 286 度 1,520 メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第 22 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	みるくい漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市大島及び多喜浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とBA間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線により囲まれた区域を除く。

基点 A 四国中央市と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市黒島唐猫鼻の西通称赤磯

C 新居浜市多喜浜将基角

点 ア Aから越智郡上島町江ノ島中央見通し4,300メートルの点

イ Cから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点

ウ Cから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点

エ Cから8度1,630メートルの点

オ Cから9度1,630メートルの点

カ 新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北東角

キ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地東南護岸延長線上南へ324メートルの点

ク キから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地南護岸の平行線上東へ190

メートルの点
ケ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北護岸の延長線上東へ 50
メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第 23 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市大島松ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島松ノ鼻

点 ア A から越智郡上島町魚島東端見通し 900 メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第 24 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市大島鯨の鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島虎崎

点 ア A から越智郡上島町魚島西端見通し 900 メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第 25 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市大島竹ノ浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島竹ノ浦鼻

点 ア Aから新居浜市垣生白石鼻見通し 900 メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第 26 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	えむし漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	おおのがい漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	みるくい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、ウエ及びエDの 5 直線と D B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市多喜浜将基角

B 新居浜市垣生白子鼻

C 新居浜市垣生白石鼻

D 新居浜市垣生 6 丁目と同市八幡 2 丁目との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し 1,440 メートルの点

イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し 2,400 メートルの点

ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し 1,000 メートルの点

エ Dから越智郡上島町弓削島東端見通し 1,500 メートルの点

3 関係地区 新居浜市垣生地区

1 免許番号 燧共第 27 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市多喜浜将基角

B 新居浜市垣生白子鼻

C 新居浜市垣生白石鼻

点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し 1,440 メートルの点

イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し 2,400 メートルの点

ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し 1,000 メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区、多喜浜地区及び垣生地区

1 免許番号 燧共第 28 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市垣生白石鼻

B 新居浜市垣生 6 丁目と 同市 八幡 2 丁目との最大高潮時海岸線
における境界

点 ア Aから越智郡上島町高井神島東端見通し 1,000 メートルの点

イ Bから越智郡上島町弓削島東端見通し 1,500 メートルの点

3 関係地区 新居浜市垣生地区

1 免許番号 燧共第 29 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ばかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生 6 丁目と同市八幡 2 丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市と西条市との境界の標識

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し 1,500 メートルの点

イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し 3,000 メートルの点

別記

ア 昭和 36 年 3 月 13 日付け及び同月 20 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和 38 年 4 月 27 日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和 45 年 11 月 30 日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合

が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

オ 昭和 47 年 7 月 26 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和 57 年 7 月 26 日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））

キ 昭和 59 年 5 月 29 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

ク 平成 3 年 6 月 27 日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成 4 年 2 月 14 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の補償区域

ケ 平成 9 年 12 月 20 日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の補償区域

コ 平成 10 年 9 月 7 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の補償区域

サ 平成 13 年 9 月 14 日付けで新居浜港務局と新居浜漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域ア A、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの 8 直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町 2 丁目 817-7 の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町 2 丁目 15-1 の護岸東北端

点 ア A から 336 度 102 メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町 2 丁目 813-4 東北綱取りドルフィン突端

ウ A から 304 度 513 メートルの点

エ A から 308 度 535 メートルの点

オ A から 318 度 424 メートルの点

カ B から 349 度 416 メートルの点

キ B から 111 度 141 メートルの点

ク B から南へ護岸延長線上 100 メートルの点

シ 平成 18 年 2 月 20 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 3 組合が締結した契約書記載の補償区域、A から 50 度の線と B から 311 度の線との間の最大高潮時海岸線から 100 メートル以内の

区域及びCから 309 度の線とDから 309 度の線との間の最大高潮時海岸線から 33 メートル以内の区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
B Aから西側の護岸沿い 800 メートルの点
C 住友化学工業株式会社菊本町 2 丁目 817-7 の護岸西北端
D 住友化学工業株式会社菊本町 2 丁目 817-7 の護岸東北端

ス 平成 23 年 7 月 25 日付けで住友重機械工業株式会社ほか 1 社と新居浜漁業協同組合ほか 2 組合が締結した確認書の確認事項 1 第 5 条に記載の区域及び確認事項 2 第 5 条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの 5 直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端
B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに 380 メートルの点
C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町 5 番 2 号の西側護岸の南端
D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町 5 番 2 号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上 20 メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角 20 メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上 105 メートルの点

オ Dから護岸の延長線上 113 メートルの点

セ 平成 23 年 7 月 25 日付けで住友化学株式会社ほか 2 社と新居浜漁業協同組合ほか 2 組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから 311 度の線とBから 218 度の線との間の最大高潮時海岸線から 100 メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの 9 直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い 800 メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町 5 番 1 号の護岸南西端から西側の護岸沿い 210 メートルの点

- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点
- イ アから216度30分146メートルの点
- ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点
- エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点
- オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点
- カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点
- キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点
- ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点
- ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点
- コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点
- ソ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアウ、ウエ、エイの3直線で囲まれた区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点
- 点 ア 基点Aから225度10分44秒279.552メートルの点
- イ 基点Bから247度5分9秒104.813メートルの点
- ウ 基点Aから292度29分8秒479.864メートルの点
- エ 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点
- タ 令和4年11月10日付けで住友重機械工業株式会社ほか3社と愛媛県漁業協同組合新居浜支所ほか2支所が締結した契約書記載の補償区域
- アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スセ、セソ、ソタ及びタアの15直線で囲まれた区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点
- C 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- D 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- E 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
- F Eから東へ護岸線上120メートルの点

- G Eから西へ護岸線上 590 メートルの点
- 点 ア 基点Bから 318 度 54 分 38 秒 853.398 メートルの点
- イ 基点Bから 247 度 5 分 9 秒 104.813 メートルの点
- ウ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 171 度 10 分距離 372 メートルの点
- エ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 164 度距離 201.2 メートルの点
- オ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 110 度 10 分距離 547 メートルの点
- カ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 91 度距離 513.8 メートルの点
- キ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 92 度距離 233.3 メートルの点
- ク 基点Cを基準とし、基点Dより内角 64 度 50 分距離 258 メートルの点
- ケ 基点Fから 3 度 940 メートルの点
- コ 基点Eから 359 度 1,095 メートルの点
- サ 基点Eから 355 度 2,325 メートルの点
- シ 基点Gから 4 度 2,385 メートルの点
- ス サシを結ぶ直線上のシからサへ 7.83 メートルの点
- セ サシを結ぶ線に垂直でスより北側へ 7.8 メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ 7.8 メートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから 243 メートルの点

3 関係地区 新居浜市新居浜地区

1 免許番号 燧共第 30 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚張切網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域並びに別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生 6 丁目と同市八幡 2 丁目との最大高潮時海岸線における境界
- B 新居浜市御代島ビワ崎鼻
- C 新居浜市と西条市との境界の標識
- D 西条市古川加茂川右岸標識 1 号
- E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識 2 号
- F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識 3 号
- G 西条市氷見甲中山川左岸標識 4 号
- H 西条市氷見戊と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア A から越智郡上島町弓削島東端見通し 1,500 メートルの点
- イ B から今治市宮窪町美濃島東端見通し 1,000 メートルの点
- ウ C から今治市宮窪町梶島東端見通し 3,000 メートルの点
- エ H から今治市宮窪町梶島中央見通し 1,800 メートルの点

別記

- ア 昭和 36 年 3 月 13 日付け及び同月 20 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和 38 年 4 月 27 日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
- エ 昭和 45 年 11 月 30 日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域
- アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの 10 直線に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
- B A から西へ 354 度 20 メートルの点
- C A から東へ護岸線上 120 メートルの点
- 点 ア B から 354 度 20 メートルの点
- イ B から 354 度 730 メートルの点
- ウ B から 22 度 835 メートルの点
- エ B から 4 度 2,385 メートルの点
- オ A から 355 度 2,325 メートルの点
- カ A から 359 度 1,095 メートルの点
- キ C から 19 度 830 メートルの点
- ク C から 28 度 635 メートルの点

ケ Cから 354 度 520 メートルの点

コ Cから 354 度 20 メートルの点

オ 昭和 47 年 7 月 26 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和 57 年 7 月 26 日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））

キ 昭和 59 年 5 月 29 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

I 才及びオ J の 2 直線以内の区域

基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端

J 新居浜市惣開町乙 31 番 22 号（住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地）

点 オ I から西側護岸延長線上 125 メートルの点

ク 昭和 49 年 12 月 30 日付けで西条市と西条漁業協同組合ほか 4 組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和 59 年 6 月 2 日付けで西条市と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチ L の 13 直線以内の区域

基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端

L 西条市西条港西防波堤突端

点 カ Kから 349 度 50 メートルの点

キ カから 259 度 2, 248 メートルの点

ク キから 349 度 550 メートルの点

ケ クから 308 度 15 分 376 メートルの点

コ ケから 351 度 15 分 1, 292 メートルの点

サ コから 253 度 200 メートルの点

シ サから 171 度 1, 272 メートルの点

ス シから 208 度 45 分 260 メートルの点

セ スから 253 度 30 分 2, 500 メートルの点

ソ セから 333 度 30 分 238 メートルの点

タ ソから 244 度 200 メートルの点

チ タから 154 度 652 メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙609-13北面地先）

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
B Aから西へ護岸線上590メートルの点
C Aから東へ護岸線上120メートルの点
D Aから東へ護岸線上600メートルの点
点 ア Bから14度775メートルの点
イ Bから4度30分1,050メートルの点
ウ Bから14度30分1,100メートルの点
エ Bから22度835メートルの点
オ Cから3度940メートルの点
カ Dから7度845メートルの点
キ Dから13度600メートルの点
ク Dから359度528メートルの点
ケ Cから28度635メートルの点
コ Cから19度830メートルの点
サ Bから4度2,385メートルの点
シ Aから355度2,325メートルの点

コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面）

Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で栈橋(6,600 m²)を除いた区域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端
B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北隅とりドルフィン突端
C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸東北端
D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点
点 ア Aから336度102メートルの点

サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙366-20北西海面）

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Aを基準とし、Bより内角135度28.3メートルの点

イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メートルの点

ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点

エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4メートルの点

オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点

シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域）

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端

B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識

点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点

イ Aから216度30分146メートルの点

ウ Bから218度148メートルの点

ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域

アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

セ 平成 18 年 2 月 20 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 3 組合が締結した契約書記載の補償区域

A から 50 度の線と B から 311 度の線との間の最大高潮時海岸線から 100 メートル以内の区域及び C から 309 度の線と D から 309 度の線との間の最大高潮時海岸線から 33 メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B A から西側の護岸沿い 800 メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町 2 丁目 817-7 の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町 2 丁目 817-7 の護岸東北端

ソ 平成 23 年 7 月 25 日付けで住友重機械工業株式会社ほか 1 社と新居浜漁業協同組合ほか 2 組合が締結した確認書の確認事項 1 第 5 条に記載の区域及び確認事項 2 第 5 条記載の区域

B イ、イウ、ウエ、エオ及びオ D の 5 直線と B D 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

B A から住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに 380 メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町 5 番 2 号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町 5 番 2 号の護岸北西端

点 ア A から住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上 20 メートルの点

イ B から住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角 20 メートルの点

ウ ア を通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイ を通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ C から南側護岸の延長線上 105 メートルの点

オ D から護岸の延長線上 113 メートルの点

タ 平成 23 年 7 月 25 日付けで住友化学株式会社ほか 2 社と新居浜漁業協同組合ほか 2 組合が締結した契約書記載の補償区域

A から 311 度の線と B から 218 度の線との間の最大高潮時海岸線から 100 メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの 9 直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い

800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

チ 平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域

①②、②③、③④、④⑤、⑤⑥、⑥⑦、⑦⑧、⑧⑨、⑨⑩、⑩⑪、⑪⑫及び⑫①の12直線によって囲まれた区域

基点 A 株式会社今治造船西条工場西条市ひうち字西ひうち7番16号の岸壁北東端

点 ① Aから真方位48度28分33.372秒の方向810.027メートルの点

② ①から真方位218度15分00秒の方向0.600メートルの点

③ ②から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点

④ ③から真方位38度15分00秒の方向27.500メートルの点

⑤ ④から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

⑥ ⑤から真方位218度15分00秒の方向0.400メートルの点

⑦ ⑥から真方位308度15分00秒の方向478.000メートルの点

⑧ ⑦から真方位 38 度 15 分 00 秒の方向 0.400 メートルの点

⑨ ⑧から真方位 308 度 15 分 00 秒の方向 17.600 メートルの点

⑩ ⑨から真方位 218 度 15 分 00 秒の方向 27.500 メートルの点

⑪ ⑩から真方位 128 度 15 分 00 秒の方向 17.600 メートルの点

⑫ ⑪から真方位 38 度 15 分 00 秒の方向 0.600 メートルの点

ツ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアカ、カオ、オイの3直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

点 ア 基点Aから225度10分44秒、279.552メートルの点

イ 基点Bから247度5分9秒、104.813メートルの点

オ 基点Bから320度11分45秒、1,047.264メートルの点

カ 基点Aから306度44分43秒、806.737メートルの点

テ 令和4年11月10日付けで住友重機械工業株式会社ほか3社と愛媛県漁業協同組合新居浜支所ほか2支所が締結した契約書記載の補償区域

補償区域

(1) 新居浜市惣開町5番1号の地先 (I 海域)

(2) 新居浜市惣開町5番1号の地先 (II 海域)

(I 海域) 区域 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スセ、セソ、ソタ及びタアの15直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

C 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

D 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

E 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

F Eから東へ護岸線上120メートルの点

G Eから西へ護岸線上590メートルの点

点 ア 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点

イ 基点Bから247度5分9秒104.813メートルの点

ウ 基点Cを基準とし、基点Dより内角171度10分距離372メートルの点

- エ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 164 度距離 201.2 メートルの点
- オ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 110 度 10 分距離 547 メートルの点
- カ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 91 度距離 513.8 メートルの点
- キ 基点Cを基準とし、基点Dより内角 92 度距離 233.3 メートルの点
- ク 基点Cを基準とし、基点Dより内角 64 度 50 分距離 258 メートルの点
- ケ 基点Fから 3 度 940 メートルの点
- コ 基点Eから 359 度 1,095 メートルの点
- サ 基点Eから 355 度 2,325 メートルの点
- シ 基点Gから 4 度 2,385 メートルの点
- ス サシを結ぶ直線上のシからサへ 7.83 メートルの点
- セ サシを結ぶ線に垂直でスより北側へ 7.8 メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ 7.8 メートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから 243 メートルの点

(Ⅱ海域) 区域アタ、タト、トナ、ナツ、ツテ及びテアの 6 直線で囲まれた区域

- ア 基点Bから 318 度 54 分 38 秒 853.398 メートルの点
- サ 基点Eから 355 度 2,325 メートルの点
- シ 基点Gから 4 度 2,385 メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ 7.8 メートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから 243 メートルの点
- チ 基点Aから 292 度 29 分 8 秒 479.864 メートルの点
- ツ 基点Aから 306 度 44 分 43 秒 806.737 メートルの点
- テ 基点Bから 320 度 11 分 45 秒 1,047.264 メートルの点
- ト シソを結ぶ直線延長線上のシから 425 メートルの点
- ナ チツを結ぶ直線延長線上のチから 598 メートルの点

3 関係地区 新居浜市新居浜地区並びに西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

- 1 免許番号 燧共第 31 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃	あおのり漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西条市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイFの3直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、仏崎埋立免許区域、昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域、昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁業協同組合ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域、昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の区域、平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域並びにBCを結んだ直線及びDEを結んだ直線以南の区域を除く。

基点 A 西条市と新居浜市との境界の標識

B 西条市古川加茂川右岸標識1号

C 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号

D 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

E 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

F 西条市氷見と今在家との最大高潮時海岸線における境界の標識

点 ア Aから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

イ Fから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

3 関係地区 西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

1 免許番号 燧共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西条市地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路測量
標から護岸沿い西へ500メートルの標識

点 ア Aから今治市小平市島東端見通し1,200メートルの点

3 関係地区 西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

1 免許番号 燧共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 西条市壬生川地先

(3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 西条市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根
B 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）東端西側
C 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界
点 ア Bから315度60メートルの点
イ アから45度900メートルの点
ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

3 関係地区 西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚張切網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西条市壬生川地先

(3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 西条市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根
B 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）東端西側
C 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界
点 ア Bから315度60メートルの点
イ アから45度900メートルの点
ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

3 関係地区 西条市壬生川地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	かき漁業	〃

〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

(2) 漁場の位置 西条市河原津地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

基点 A 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界

B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界

C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側

D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側

点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点

ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点

エ Cから護岸沿い北に315メートルの点

オ Dから護岸沿い南に100メートルの点

カ Dから護岸沿い南に435メートルの点

3 関係地区 西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西条市河原津地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

- 基点 A 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界
B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界
C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側
D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側
- 点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点
イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点
ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点
エ Cから護岸沿い北に315メートルの点
オ Dから護岸沿い南に100メートルの点
カ Dから護岸沿い南に435メートルの点

3 関係地区 西条市河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西条市河原津地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 西条市三芳永納山頂から四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し線と最大高潮時海岸線との交点

点 ア Aから四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し140メートルの点

3 関係地区 西条市河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃

〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市桜井地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

3 関係地区 今治市桜井地区

4 条件 西条市河原津地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

3 関係地区 今治市桜井地区及び西条市河原津地区

1 免許番号 燧共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	かき漁業	〃
〃	あさり業業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井及び古国分地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井メバル磯

B 今治市桜井暗古樋の石柱

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ業業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井白壁岩地先

(3) 漁場の区域

今治市桜井白壁岩の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第 42 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市平市島地先

(3) 漁場の区域

今治市平市島及び小平市島の最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第 43 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	ひじき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃

〃	かき漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市あしか磯地先

(3) 漁場の区域

今治市小比岐島沖あしか磯を中心として半径 500 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第 44 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃

〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市比岐島地先

(3) 漁場の区域

今治市比岐島、小比岐島及びハチ島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイの2直線及びイから51度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域

- 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱
 B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
 C Bから147度873メートルの点(富田海岸パラペット上の標識)
- 点 ア Cから51度332メートルの点
 イ アから141度4メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

1 免許番号 燧共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイ、イウ、ウエ及びエカの5直線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

- 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱
 B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
 C Bから147度873メートルの点(富田海岸パラペット上の標識)
- 点 ア Cから51度332メートルの点
 イ アから141度4メートルの点
 ウ イから51度313メートルの点
 エ オから148度30分123メートルの点
 オ Bから今治市宮窪町四阪島美濃島西端見通し線700メートルの点
 カ イウの延長線上最大高潮時海岸線から700メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

1 免許番号 燧共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。

基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
 B 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）
 C 今治市今治港東防波堤突端西角
 D 今治市今治港北防波堤北側付根北東角
 E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点

点 ア Eから48度90メートルの点
 イ アから138度40メートルの点
 ウ イから127度393メートルの点

- エ ウから 103 度 165 メートルの点
- オ エから 145 度 107 メートルの点
- カ オから 51 度 200 メートルの点
- キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
- ク カから 130 度 350 メートルの点
- ケ クから 161 度 410 メートルの点
- コ ケから 261 度 59 メートルの点
- サ コから 167 度 750 メートルの点
- シ Aから 20 度 236 メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第 48 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から 700 メートル以内の区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの 12 直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから 60 度見通し線の間を除く。

- 基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界
- B 今治市大新田町 1 丁目 3 番地 60 地内の石柱 (旧高松下)
- C 今治市今治港東防波堤突端
- D 今治市今治港北防波堤中央突端
- E 今治市天保山 2 丁目 1 番地 1 協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に 50 メートルの点

- 点 ア Eから 48 度 90 メートルの点
- イ アから 138 度 40 メートルの点
- ウ イから 127 度 393 メートルの点
- エ ウから 103 度 165 メートルの点
- オ エから 145 度 107 メートルの点
- カ オから 51 度 200 メートルの点
- キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端

- ク カから 130 度 350 メートルの点
- ケ クから 161 度 410 メートルの点
- コ ケから 261 度 59 メートルの点
- サ コから 167 度 750 メートルの点
- シ Aから 20 度 236 メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第 49 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市大浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大高潮時海岸線とに囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで、本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）及びオDと今治造船1号船渠と2号岸壁に囲まれた区域を除き、且つ、たこ漁業及び雑魚建網漁業については、今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ線以内の港内を除く。

基点 A 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）

- B 今治市大浜指手鼻
 - C 今治市大浜水晶鼻
 - D 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界
 - E 今治市砂場町地先海士瀬灯台灯標
- 点
- ア Aから今治市吉海町長瀬鼻見通し 700 メートルの点
 - イ Bから今治市馬島州の崎見通し 400 メートルの点
 - ウ Bから今治市小島東端見通し 350 メートルの点
 - エ Cから今治市来島東端見通し 180 メートルの点
 - オ Dから今治市関前大下島西端見通し 270 メートルの点
 - カ Eから 325 度 20 分 205 メートルの点
 - キ カから 245 度 39 メートルの点
 - ク キから 335 度 79 メートルの点
 - ケ クから 65 度 39 メートルの点

3 関係地区 今治市大浜地区

1 免許番号 燧共第 50 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波止浜及び同市小島地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キE及びEFの9直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業及び雑魚建網漁業については今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ直線以内の区域を除く。

- 基点 A 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界
 B 今治市大浜近見水晶鼻
 C 今治市大浜近見指手鼻
 D 今治市馬島洲ノ崎
 E 今治市小島の北方白石ノ磯（白岩）
 F 今治市波方町動仙鼻

- 点 ア Aから今治市関前大下島西端見通し 270 メートルの点
 イ Bから今治市来島東端見通し 180 メートルの点
 ウ Cから今治市小島東端見通し 350 メートルの点
 エ Dから 257 度 500 メートルの点
 オ Dから今治市大三島町日向泊見通し 400 メートルの点
 カ Dから今治市大三島町日向泊見通し 1,800 メートルの点
 キ Eから今治市吉海町津島灯台見通し 1,600 メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第 51 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島ニツ岩灯台を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第 52 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島ビワ首の標識を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時

海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第 53 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第 54 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第 55 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島東島尻鼻から今治市吉海町大突間島アカサキ鼻見通し 250 メートルの点を中心として半径 150 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第 56 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島北方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市小島西島尻鼻

点 ア Aから今治市波方町白石ノ磯（白岩）見通し550メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区及び大浜地区

1 免許番号 燧共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波方町地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市小島北方白石の磯（白岩）見通し線とBから広島県齋島東北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、

Cア及びアDの2直線と波方港北防波堤以内の区域、Eイ、イウ、ウエ及びエオの4直線以内の区域及びFカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線以内の区域を除く。

- 基点 A 今治市波方町動仙鼻
 B 今治市波方町錨掛鼻
 C 今治市波方町波方甲 2264 番地 38 東角標識（宮の下物揚場）
 D 今治市波方町波方甲 2622 番地 17 の東角から波方港北防波堤先端の方向へ防波堤に沿って 139 メートルの標識
 E 今治市波方町宮崎字番所乙 330 番地 1 の標識（北緯 34 度 07 分 16 秒、東経 132 度 57 分 33 秒）
 F 今治市波方町波方甲 1614 番地 3 の標識（北緯 34 度 07 分 16 秒、東経 132 度 57 分 33 秒）

- 点 ア Cから 20 度 155 メートルの点
 イ Eから 0 度 146 メートルの点
 ウ イから 259 度 123 メートルの点
 エ ウから 273 度 1, 251 メートルの点
 オ エから 197 度 259 メートルの点（今治市波方町宮崎字番所乙 206 番地の標識）
 カ Fから 32 度 55 メートルの点
 キ カから 122 度 80 メートルの点
 ク キから 32 度 70 メートルの点
 ケ クから 122 度 90 メートルの点
 コ ケから 32 度 35 メートルの点
 サ コから 122 度 252 メートルの点
 シ サから 186 度 173 メートルの点（今治市波方町波方甲 1609 番地 12 地先の標識）

3 関係地区 今治市波方町

1 免許番号 燧共第 58 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波方町地先

(3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオGの7直線とAG間の最大高潮時海岸線から500メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市波方町動仙鼻

B 今治市小島北方白石ノ磯（白岩）

C 今治市吉海町津島灯台

D 今治市波方町江戸廻岩

E 今治市波方町森上鼻

F 今治市波方町ナブト鼻

G 今治市波方町錨掛鼻

点 ア BからC見通し1,600メートルの点

イ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とDから今治市大三島町三ッ子島見通し線との交点

ウ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とFから今治市関前大下島アゴノ鼻見通し線との交点

エ Eから広島県齋島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

オ Gから広島県齋島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

3 関係地区 今治市波方町及び来島地区

1 免許番号 燧共第59号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町弘法の泉地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市波方町波方字水先甲2844番地1地先の弘法の泉

点 ア Aから今治市吉海町津島南端見通し220メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区及び波方町小部地区

4 条件 今治地区、大浜地区、関前地区及び渦浦地区(馬島を含む)において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

- 1 免許番号 燧共第 60 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町大角鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 今治市波方町大角鼻

点 ア A から今治市吉海町津島久志ノ鼻見通し 1, 100 メートルの点

- 3 関係地区 今治市来島地区及び波方町小部地区
- 4 条件 今治地区、大浜地区、関前地区及び渦浦地区(馬島を含む)において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

- 1 免許番号 燧共第 61 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町大角鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市波方町大角鼻

点 ア A から今治市吉海町津島一ノ瀬鼻見通し 90 メートルの点

- 3 関係地区 今治市来島地区及び波方町小部地区
- 4 条件 今治地区、大浜地区、関前地区及び渦浦地区(馬島を含む)において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

- 1 免許番号 燧共第 62 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑漁建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波方町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市波方町錨掛鼻

B 今治市波方町と同市大西町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから広島県齋島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

イ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し1,000メートルの点

ウ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し線とBから松山市小安居島北端見通し線との交点

3 関係地区 今治市波方町小部地区

1 免許番号 燧共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市大西町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アD、Bイ及びイCの4直線とAB及びCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 今治市大西町と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界
 B 今治市大西町花木鼻西端
 C 今治市大西町諏訪鼻北端
 D 今治市大西町八幡山頂上

- 点 ア Aから松山市小安居島北端見通し線とDから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点
 イ Bから今治市大西町怪島北端見通し線とCから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点

3 関係地区 今治市波方町小部地区及び同市大西町

4 条件 今治市大西町諏訪鼻北端から今治市波方町錨掛鼻南端見通し線と今治市大西町八幡山頂上から今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域については、今治市菊間町亀岡地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市菊間町地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市波方町錨掛鼻見通し線とBから松山市白石（二ツ石）西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域

基点 A 今治市大西町別府八幡山頂上

B 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千羽ヶ岳鼻）

3 関係地区 今治市菊間町

4 条件 今治市菊間町八幡山から海岸線沿い東1,300メートルの点（旧菊間町と旧亀岡村との最大高潮時海岸線における境界）から広島県齋島東北端見通し線以東の区域については、今治市波方町小部地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から 350 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 66 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から 1,200 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 67 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第68号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から1,600メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から 350 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から 1,200 メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第71号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯南方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯中央

点 ア Aから 181 度 30 分 1,600 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 72 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島俵崎北方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島俵崎

点 ア Aから 2 度 1,600 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 73 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島東方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島勢賀井ジャコ干大岩

点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し 1,800 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 74 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3 月 1 日から 6 月 30 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島北部地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻

B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻

点 ア Aから8度3,100メートルの点

イ Aから8度3,700メートルの点

ウ Aから25度4,150メートルの点

エ Bから13度4,500メートルの点

オ Bから13度3,900メートルの点

カ Aから25度3,500メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第75号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島ヤケノ鼻

B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻

点 ア Aから181度2,900メートルの点

イ Aから181度3,600メートルの点

ウ Bから204度4,200メートルの点

エ Bから204度3,500メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第76号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島南部地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻

B 越智郡上島町魚島桜田洲鼻

点 ア Aから 207 度 3,900 メートルの点

イ Aから 207 度 4,600 メートルの点

ウ Bから 175 度 3,900 メートルの点

エ Bから 175 度 3,200 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 77 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻

B 越智郡上島町魚島高井神島宿ノ鼻

点 ア Aから 215 度 3,900 メートルの点

イ Aから 215 度 4,600 メートルの点

ウ Bから 185 度 4,600 メートルの点

エ Bから 185 度 4,000 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第 78 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町豊島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第79号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島黒磯地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町豊島黒磯北端

点 ア Aから337度30分170メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第80号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島臼ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町豊島白ノ鼻

点 ア Aから149度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第81号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻

点 ア Aから46度1,850メートルの点

イ Aから67度3,600メートルの点

ウ Aから80度3,300メートルの点

エ Aから80度1,800メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第82号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻

点 ア Aから338度2,920メートルの点

イ Aから51.5度4,850メートルの点

ウ Aから57度4,640メートルの点

エ Aから61.5度5,320メートルの点

オ Aから67度5,200メートルの点

カ Aから319度2,130メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第83号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町百貫島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第84号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町百貫島灯台北下石垣中央
点 ア Aから310度300メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第85号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。
ただし、燧共第83号漁業権漁場区域を除く。

基点 A 越智郡上島町百貫島東端

点 ア Aから50度1,000メートルの点
イ Aから70度2,550メートルの点
ウ Aから89度3,850メートルの点
エ Aから118度5,200メートルの点
オ Aから126度4,700メートルの点
カ Aから137度2,100メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第86号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃

〃	みるくい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島及び佐島地先

(3) 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ 11 直線及びA I 間の越智郡上島町弓削島及び同町佐島の東南側最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線と同町弓削島及び同町佐島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻
 - B 越智郡上島町弓削島石風呂の鼻
 - C 越智郡上島町弓削島宮ノ鼻
 - D 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北角
 - E 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻
 - F 越智郡上島町佐島杵頭鼻
 - G 越智郡上島町佐島宮下鼻
 - H 越智郡上島町佐島藤尾鼻
 - I 越智郡上島町佐島蛸崎

- 点
- ア Aから広島県当木島島頂見通し 1,500 メートルの点
 - イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し線の中央点
 - ウ Cから広島県因島小用の鼻見通し線の中央点
 - エ Dから広島県因島宇崎見通し線の中央点
 - オ Eから広島県因島鯉の鼻見通し線の中央点
 - カ Eから越智郡上島町巖島東北端見通し線の中央点
 - キ Eから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点
 - ク Fから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点
 - ケ Gから越智郡上島町生名島稲浦鼻見通し線の中央点
 - コ Gから越智郡上島町赤穂根島法師崎見通し 1,000 メートルの点
 - サ Hから越智郡上島町赤穂根島法師鼻崎見通し線の中央点
 - シ Iから今治市宮窪町戸代鼻見通し 1,500 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第 87 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻

点 ア A から 345 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第 88 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島京ノ小島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島京ノ小島島頂

点 ア A から 6 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第 89 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島鎌田地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島鎌田長磯ノ鼻

点 ア A から 132 度 1,380 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第 90 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻

点 ア A から 111 度 1,330 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第 91 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島楡田地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島楡田鼻

点 ア A から 144 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第 92 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻

点 ア A から 64 度 250 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第93号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島大谷鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島大谷鼻

点 ア Aから171度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第94号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町生名地先

(3) 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ 11 直線、K L 間の対岸との中央線及びスからアまでの点を順次結んだ 5 直線と越智郡上島町生名島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 越智郡上島町生名生名島大串鼻
 - B 越智郡上島町生名生名島汐早鼻
 - C 越智郡上島町生名生名島びわが首鼻
 - D 越智郡上島町生名生名島稲浦鼻
 - E 越智郡上島町岩城赤穂根島法師崎
 - F 越智郡上島町生名生名島高松鼻
 - G 越智郡上島町生名巖島東北端
 - H 越智郡上島町生名坪木島東北端
 - I 越智郡上島町生名生名島網建鼻
 - J 越智郡上島町生名生名島押揚鼻
 - K 越智郡上島町生名鶴島東南端
 - L 越智郡上島町生名鶴島北端
 - M 越智郡上島町生名亀島西北端
 - N 越智郡上島町生名甑島島頂

- 点
- ア Aから越智郡上島町岩城岩城島長江鼻見通し線の中央点
 - イ Bから越智郡上島町岩城岩城島船越鼻見通し線の中央点
 - ウ Cから越智郡上島町岩城岩城島聖崎見通し線の中央点
 - エ Eから越智郡上島町弓削佐島宮下鼻見通し 550 メートルの点
 - オ Dから越智郡上島町弓削佐島宮下鼻見通し線の中央点
 - カ Fから越智郡上島町弓削佐島杵頭見通し線の中央点
 - キ Fから越智郡上島町弓削弓削島伊勢ヶ崎鼻見通し線の中央点
 - ク Gから越智郡上島町弓削弓削島伊勢ヶ崎鼻見通し線の中央点
 - ケ Hから広島県尾道市因島長崎南鼻見通し線の中央点
 - コ Iから広島県尾道市因島城ヶ鼻見通し線の中央点
 - サ Jから広島県尾道市因島城ヶ鼻見通し線の中央点
 - シ Kから 84 度の直線上対岸との中央点
 - ス Lから 354 度の直線上対岸との中央点
 - セ Mから広島県尾道市因島土生町と同田熊町との最大高潮時海岸線における境界見通し線の中央点
 - ソ Mから広島県尾道市生口島俵石鼻見通し 181 メートルの点
 - タ Nから広島県尾道市因島金山鼻見通し線の中央点

チ Nから越智郡上島町岩城鳶の子島の中央線境見通し 545 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町生名

1 免許番号 燧共第 95 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城地先

(3) 漁場の区域

アからソまでの点を順次結んだ 14 直線及びソアの直線と越智郡上島町岩城の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島月浜鼻

B 越智郡上島町岩城岩城島新城鼻

- C 越智郡上島町岩城岩城島菰隠鼻
 - D 今治市伯方町首頭鼻
 - E 今治市伯方町金ヶ崎
 - F 越智郡上島町弓削佐島蛸崎
 - G 越智郡上島町岩城赤穂根法師崎
 - H 越智郡上島町岩城岩城島聖崎
 - I 越智郡上島町岩城岩城島船越鼻
 - J 越智郡上島町岩城岩城島長江鼻
 - K 越智郡上島町生名甕島島頂
- 点
- ア 越智郡上島町岩城鷺の子島の大島と子島との中央点（県境）
 - イ Aから広島県尾道市生口島大子島島頂見通し 509 メートルの点
 - ウ Bから 298 度の線上最大高潮時対岸との中央点
 - エ Bから今治市伯方町大長崎鼻見通し 1,720 メートルの点
 - オ Cから今治市伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界見通し 1,000 メートルの点
 - カ Dから越智郡上島町岩城津波島西端見通し線の中央点
 - キ Eから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し 550 メートルの点
 - ク Eから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し 1,100 メートルの点
 - ケ Fから越智郡上島町岩城津波島じねんご鼻見通し 1,000 メートルの点
 - コ Gから越智郡上島町弓削佐島藤尾鼻見通し線の中央点
 - サ Gから越智郡上島町弓削佐島宮の下鼻見通し 550 メートルの点
 - シ Hから越智郡上島町生名生名島びわが首鼻見通し線の中央点
 - ス Iから越智郡上島町生名生名島汐早鼻見通し線の中央点
 - セ Jから越智郡上島町生名生名島大串鼻見通し線の中央点
 - ソ Kからイ見通し 545 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第 96 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城新城地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島新城鼻

点 ア Aから広島県生口島田高根向井山岬見通し 300 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第 97 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城孤隠崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻

点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島南西端見通し 100 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第 98 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城鳩岡地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 100 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島鳩岡鼻

点 ア Aから越智郡上島町津波島西端見通し 400 メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第 99 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城孤隠崎地先

(3) 漁場の区域

A から今治市伯方町首頭島見通し 900 メートルの点を中心として

半径 200 メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第 100 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	いぎす漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10 月 1 日から翌 4 月 30 日まで
〃	あかがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	1 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市伯方町地先

(3) 漁場の区域

アからネまでの点を順次結んだ 23 直線及びネアの直線と今治市伯方町の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市伯方町首頭鼻

- C 今治市伯方町金ヶ崎
 - D 今治市伯方町波戸名鼻
 - E 今治市伯方町ニッ岩
 - F 今治市伯方町入道鼻
 - G 今治市伯方町梅ヶ鼻
 - H 今治市伯方町矢崎鼻
 - I 今治市伯方町船折鼻
 - J 今治市伯方町びきの鼻
 - K 今治市宮窪町見近島東南端
 - L 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界
 - M 今治市上浦町蛇ヶ鼻
 - N 今治市伯方町三ッ子島島頂
 - O 今治市伯方町ほうき谷鼻
 - P 今治市方町地藏鼻
 - Q 今治市伯方町みずしり鼻
 - R 今治市上浦町古城島島頂
 - S 今治市伯方町大長崎鼻
 - T 今治市伯方町北浦地鼻
 - U 今治市伯方町トウビョウ鼻
- 点
- ア Aから越智郡上島町岩城岩城島菰隠鼻見通し 2,000 メートルの点
 - イ Bから越智郡上島町岩城津波島西端見通し線の中央点
 - ウ Cから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し 550 メートルの点
 - エ Dから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し 1,000 メートルの点
 - オ Eから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し 800 メートルの点
 - カ Fから今治市宮窪町戸代鼻見通し線の中央点
 - キ Fから今治市宮窪町戸代部落下ノ鼻見通し 650 メートルの点
 - ク Gから今治市宮窪町鵜島唐崎見通し 500 メートルの点
 - ケ Hから今治市宮窪町鵜島唐崎見通し 200 メートルの点
 - コ Iから今治市宮窪町鵜島甲の鼻見通し線の中央点
 - サ Jから今治市宮窪町能島西端見通し 400 メートルの点
 - シ Jから今治市伯方町鶏小島西端見通し延長 300 メートルの点
 - ス Kから今治市伯方町道下鼻見通し線の中央点
 - セ Lから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し線の中央点
 - ソ Lから今治市宮窪町見近島西端見通し線の中央点

- タ Mから今治市宮窪町見近島西端見通し 500 メートルの点
- チ Nから 354 度の線上対岸との中央点
- ツ Oから 348 度の線上対岸との中央点
- テ Pから 229 度の線上対岸との中央点
- ト Qから 264 度の線上対岸との中央点
- ナ RからS見通し線の中央点
- ニ Rから又見通し 363 メートルの点
- ヌ Tから広島県生口島田高根向井山岬見通しの中央点
- ネ Sから越智郡上島町岩城岩城島新城鼻見通し線とUから 21 度の線との交点

3 関係地区 今治市伯方町

- 1 免許番号 燧共第 101 号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	ひじき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あかもく漁業	〃
〃	ほんだわら漁業	11 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あわび漁業	1 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	いがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	みるくい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町四阪島地先

(3) 漁場の区域

今治市宮窪町四阪島の梶島、鼠島、美濃島及び明神島の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市宮窪町

4 条件 今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 102 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	ひじき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あかもく漁業	〃
〃	ほんだわら漁業	11 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あわび漁業	1 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	いがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	うに漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	みるくい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町四阪島バンダイ磯地先

(3) 漁場の区域

今治市宮窪町四阪島バンダイ磯の中心から半径 200 メートル以内の区域

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第 103 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	ひじき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あかもく漁業	〃
〃	ほんだわら漁業	11 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	あわび漁業	1 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	いがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃	いぎす漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	みるくい漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町北部地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス及びスJの14直線及びJス及びKセの2直線間の最大高潮時海岸線から800メートルの線とAK間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市伯方町波戸名地先沖小島頂（二つ岩）

C 今治市伯方町入道鼻

D 今治市伯方町梅ヶ鼻

E 今治市伯方町矢崎鼻

F 今治市伯方町船折鼻

G 今治市伯方町びきの鼻

H 今治市宮窪町見近島東南端

I 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界

J 今治市宮窪町宮窪と同町余所国との最大高潮時海岸線における境界

K 今治市吉海町田浦と宮窪町早川との最大高潮時海岸線における境界

L 今治市宮窪町鵜島唐崎

点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点

イ Bから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点

ウ AとCとを結んだ直線の中央点

エ Cから今治市宮窪町戸代部落下の鼻見通し650メートルの点

- オ LからD見通し 400 メートルの点
- カ LからE見通し 550 メートルの点
- キ Fから今治市宮窪町鶴島甲の鼻見通し中央点
- ク Gから今治市宮窪町能島西端見通し 400 メートルの点
- ケ Gから今治市宮窪町鶏小島能島西端見通し延長 300 メートルの点
- コ Hから今治市伯方町下鼻見通し中央点
- サ Iから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し中央点
- シ Iから今治市宮窪町見近島西端見通し中央点
- ス Jから今治市宮窪町見近島西端見通し延長 800 メートルの点
- セ Kから今治市上浦町青木原川河口見通し 800 メートルの点

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第 104 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかもく漁業	〃
〃	ほんだわら漁業	11月1日から翌3月31日まで
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	みるくい漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町友浦地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し線とBから今治市小比岐島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 1,300 メートル以内の区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町友浦地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市宮窪町大尻鼻

C 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点

イ Bから今治市宮窪町四阪島梶島島頂見通し3,000メートルの点

ウ Cから今治市小比岐島東端見通し1,300メートルの点

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市吉海町名垂水ノ鼻

B 今治市吉海町仁江と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界（大崎鼻）見通し500メートルの点

イ Bから今治市比岐島東北端見通し1,300メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第107号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻

B 今治市吉海町仁江と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから150度250メートルの点

イ Bから今治市比岐島東北端見通し280メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第108号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
---------	----------	----------------

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先

(3) 漁場の区域

- Aア、アイ、イウ、ウB及びBAの5直線によって囲まれた区域
- 基点 A 今治市吉海町仁江志津見漁港南防波堤突端
 B 今治市吉海町仁江志津見漁港西防波堤突端
- 点 ア Aから180度200メートルの点
 イ Aから135度200メートルの点
 ウ Bから今治市宮窪町四阪島梶島西端見通し260メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第109号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町名地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界(大崎鼻)見通し線とBから同所(大崎鼻)見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

- 基点 A 今治市吉海町名タケの鼻
 B 今治市吉海町名垂水ノ鼻

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区及び渦浦地区

4 条件 今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 110 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町江越地先

(3) 漁場の区域

A から今治市宮窪町梶島北端見通し線と B から今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 250 メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町江越海底電線施設所から海岸線沿い南へ 50 メートルの標識

B 今治市吉海町江越ハゲの鼻

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第 111 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町南浦地先

(3) 漁場の区域

ウ A、A ア、アイ及びイ B の 4 直線とウ B 間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、燧共第 109 号及び燧共第 112 号の漁場区域を除く

基点 A 今治市吉海町南浦竜神島灯台

B 今治市吉海町南浦城ヶ鼻

点 ア A から今治市桜井大崎鼻見通し 1,700 メートルの点

イ B から今治市平市島西端見通し 2,000 メートルの点

ウ ア A の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 今治市今治地区、大浜地区、来島地区、宮窪町、吉海町及び関前

1 免許番号 燧共第 112 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町南西部地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市吉海町武志島東端見通し線とBから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界（大崎鼻）見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び今治市龍神島（コウゾ磯を含む）の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町椋名1068番地と同町臥間1番地との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市吉海町南浦タケの鼻

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

4 条件 今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃

〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町中渡島武志島及び馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島、同市吉海町中渡島及び武志島の最大高潮時海岸線から 300 メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域及びスセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト及びトナの8直線とナス間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)を除く。

基点 A 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点

B 今治市馬島字馬島乙 627 番地馬島三角点

点 ア Aから 241 度 40 分 675 メートルの点

イ アから 155 度 66 メートルの点

ウ イから 245 度 49 メートルの点

エ ウから 335 度 66 メートルの点

オ Aから 241 度 50 分 845 メートルの点

カ オから 155 度 61 メートルの点

キ カから 245 度 68 メートルの点

ク キから 335 度 61 メートルの点

ケ Aから 243 度 20 分 1,136 メートルの点

コ ケから 155 度 79 メートルの点

サ コから 245 度 39 メートルの点

シ サから 335 度 79 メートルの点

ス Bから 244 度 40 分 403 メートルの点

セ スから 155 度 20 メートルの点

ソ セから 245 度 59 メートルの点

タ ソから 335 度 87 メートルの点

チ タから 65 度 59 メートルの点

ツ チから 155 度 44 メートルの点

テ ツから 65 度 34 メートルの点

ト テから 335 度 20 メートルの点

ナ トから 65 度 51 メートルの点

- 3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島
- 4 条件 今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による海藻類を除く第 1 種共同漁業及び雑魚建網漁業の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 114 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径 150 メートルの線とナガセ鼻を中心として半径 150 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第 115 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第 116 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島小浦崎を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの 2 直線とアウ間の小浦崎

を中心とした半径 150 メートルの弧によって囲まれた区域（平成 2 年 7 月 27 日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか 17 組合が締結した漁業補償区域）を除く。

基点 A 今治市馬島字馬島乙 627 番地馬島三角点

点 ア A から 253 度 15 分 44.9 メートルの点

イ ア から 65 度 42 メートルの点

ウ イ から 155 度 7 メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第 117 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島洲ノ崎を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第 118 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町中渡島地先

(3) 漁場の区域

今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第 119 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃

〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町椋名及び津島地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し線とBから同町武志島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び同町津島及び同町大突間島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキの6直線とアキ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びクケ、ケコ、コサ及びサクの4直線によって囲まれた区域(平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域)を除く。

基点 A 今治市吉海町本庄と同町椋名との最大高潮時海岸線における境界(ハナ崎)

B 今治市吉海町椋名1068番地と同町臥間1番地との最大高潮時海岸線における境界

C 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点

- 点 ア Cから86度312メートルの点
イ アから217度10分59メートルの点
ウ イから138度40分47メートルの点
エ ウから224度40分101メートルの点
オ エから354度30分24メートルの点
カ オから259度20分53メートルの点
キ カから303度26メートルの点
ク Cから216度10分100メートルの点
ケ クから155度56メートルの点
コ ケから245度30メートルの点
サ コから335度56メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第 120 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町北西部地先

(3) 漁場の区域

Aア、イウ、ウエ及びエDの4直線、AB間の最大高潮時海岸線から500メートルの線及びAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ及びクケの3直線、オケ間の海岸線及び点コを中心とした半径175メートルの弧とによって囲まれた区域、サシ、シス及びスセの3直線とサセ間の海岸線とによって囲まれた区域、ソタ、タチ、チツ及びツテの4直線とソテ間の海岸線とによって囲まれた区域、ナニ、ニヌ、ヌト及びトナの4直線によって囲まれた区域及びネノ、ノハ及びハヒの3直線とネヒ間の海岸線とによって囲まれた区域（平成5年8月6日付けで、愛媛県と渦浦漁業協同組合ほか1組合が締結した吉海港（公共マリーナ）整備事業漁業補償の区域）を除く。

基点 A 今治市吉海町田浦と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市吉海町泊荒戸鼻

- C 今治市吉海町本庄シイガ鼻
 - D 今治市吉海町ハナ崎
 - E 今治市吉海町津倉四等三角点
- 点
- ア Aから今治市上浦町青木原川河口見通し 500 メートルの点
 - イ Bから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し 500 メートルの点
 - ウ Cから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し 500 メートルの点
 - エ Dから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し 500 メートルの点
 - オ Eから 131 度 30 分 1,020 メートルの点
 - カ Eから 131 度 50 分 1,033 メートルの点
 - キ Eから 116 度 10 分 1,220 メートルの点
 - ク Eから 106 度 20 分 1,020 メートルの点
 - ケ Eから 123 度 50 分 785 メートルの点
 - コ Eから 115 度 50 分 1,043 メートルの点
 - サ Eから 116 度 40 分 653 メートルの点
 - シ Eから 116 度 656 メートルの点
 - ス Eから 113 度 10 分 579 メートルの点
 - セ Eから 114 度 575 メートルの点
 - ソ Eから 106 度 533 メートルの点
 - タ Eから 105 度 30 分 548 メートルの点
 - チ Eから 99 度 10 分 524 メートルの点
 - ツ Eから 98 度 50 分 475 メートルの点
 - テ Eから 100 度 474 メートルの点
 - ト Eから 94 度 836 メートルの点
 - ナ Eから 94 度 30 分 830 メートルの点
 - ニ Eから 88 度 20 分 701 メートルの点
 - ヌ Eから 88 度 708 メートルの点
 - ネ Eから 88 度 30 分 518 メートルの点
 - ノ Eから 80 度 50 分 688 メートルの点
 - ハ Eから 79 度 50 分 682 メートルの点
 - ヒ Eから 87 度 20 分 512 メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区、同市馬島及び津倉地区

1 免許番号 燧共第 121 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	ひじき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市上浦町地先

(3) 漁場の区域

Aア及びアイの2直線、BE間の最大高潮時海岸線から909メートルの線、ECの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、CD間の最大高潮時海岸線、Dカの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、キク、クケ、ケコ、コシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ及びツNの11直線及びAN間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、テト、トナ、ナニ及びニテの4直線、ヌネ、ネノ及びノハの3直線及びハヌ間の最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域（平成4年3月31日付けで、本州四国連絡橋公団と弓削町漁業協同組合他17組合が締結した漁業補償区域）を除く。

基点 A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界

B 今治市上浦町鳥取鼻

C 広島県瓢箪島北端

D 今治市上浦町瓢箪島南橋

E 今治市上浦町井ノ口と盛との最大高潮海岸線における境界

F 今治市上浦町多々羅鼻

G 今治市上浦町旧盛口村と旧瀬戸崎村との最大高潮時海岸線にお

ける境界

- H 今治市上浦町古城島島頂
- I 今治市伯方町みずしり鼻
- J 今治市伯方町地藏鼻
- K 今治市伯方町ほうき谷鼻
- L 今治市伯方町三ッ子島島頂
- M 今治市上浦町瀬戸 6743 番地 2 地先護岸の標識(上浦町下坂)
- N 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界

O 今治市上浦町多々羅三角点

- 点
- ア Aから広島県大久野島灯台見通し 727 メートルの点
 - イ Bから 0 度 909 メートルの点
 - ウ 広島県高根島押寄鼻から B 見通し 3,000 メートルの点
 - エ Cからウ見通し 500 メートルの点
 - オ Eから瓢箪島の愛媛県と広島県の境界標識見通し 909 メートルの点
 - カ Dからサ見通し 500 メートルの点
 - キ オとクを結んだ直線と瓢箪島の最大高潮時海岸線から 500 メートルの線との交点
 - ク Fから広島県尾道市瀬戸田町旧西生口村と旧南生口村との最大高潮時海岸線における境界見通し 700 メートルの点
 - ケ Gから越智郡上島町岩城村新城鼻見通し 1,090 メートルの点
 - コ Hから広島県生口島田高根向井山岬と今治市伯方町北浦地鼻との中央点見通し 363 メートルの点
 - サ 広島県生口島田高根五本松鼻から今治市伯方町大長崎見通し 1,200 メートルの点
 - シ Hから今治市伯方町大長崎見通し線の中央点
 - ス Iから 264 度の線上対岸との中央点
 - セ Jから 229 度の線上対岸との中央点
 - ソ Kから 348 度の線上対岸との中央点
 - タ Lから 354 度の線上対岸との中央点
 - チ Mから今治市吉海町田浦川路小平寺見通し 1,100 メートルの点
 - ツ Nから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し 1,450 メートルの点
 - テ Oから 73 度 43 分 360 メートルの点
 - ト テから 346 度 48 分 120 メートルの点
 - ナ トから 76 度 48 分 90 メートルの点
 - ニ ナから 166 度 48 分 220 メートルの点
 - ヌ Oから 328 度 44 分 130.8 メートルの点

- ネ ヌから 76 度 48 分 220 メートルの点
- ノ ネから 166 度 48 分 90 メートルの点
- ハ ノから 256 度 48 分 80 メートルの点

3 関係地区 今治市上浦町

4 条件 Fク及びNツの2直線間の区域は愛媛県漁業協同組合宮窪支所において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 122 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市大三島町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサIの12直線とAI間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界

- B 今治市大三島町肥海松島東端
- C 今治市大三島町肥海松島西南端
- D 今治市大三島町肥海鏡崎
- E 今治市大三島町口総大横島西端
- F 今治市大三島町浦戸棚石鼻
- G 今治市大三島町宗方柏島西端
- H 今治市大三島町宗方日向泊鼻
- I 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界

- 点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し 727 メートルの点
- イ Bから広島県小久野島南端とを結んだ直線の中央点
- ウ Cから広島県大崎上島唐島島頂見通し 1,000 メートルの点
- エ Dから広島県大崎上島鯨崎灯台とを結んだ直線の中央点
- オ Eから 264 度 500 メートルの点
- カ Fから広島県大崎上島岩白比灰山見通し線と Eから今治市関前村大下島なぶち鼻見通し線との交点
- キ Gから広島県大崎上島中の鼻見通し線と Eから今治市関前村大下島なぶち鼻見通し線との交点
- ク Gから 239 度の直線上対岸との中央点
- ケ Hから広島県斎島東端見通し線と同県大崎上島中の鼻から今治市来島西端見通し線との交点
- コ Hから今治市馬島北端見通し 700 メートルの点
- サ Iから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し 700 メートルの点

3 関係地区 今治市大三島町

- 4 条件 (1)今治市大三島町野々江坂から日向泊までの区域は同市波方町及び来島地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。
- (2)今治市大三島町野々江坂から宗方、浦戸までの区域は同市関前において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第 123 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで

〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市関前地先

(3) 漁場の区域

アからサまでの点を順次結んだ10直線及びサス、スソ、ソタ及びタアの4直線と今治市関前の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市関前岡村島南鼻

B 広島県呉市豊町小島東側エビスガモト鼻

C 今治市関前岡村島カナクソ鼻

D 今治市関前岡村島観音崎

E 広島県呉市豊町蒲野鼻

F 今治市大三島町柏島西端

G 広島県大崎上島町中の鼻

H 今治市関前大下ナブチ鼻

I 広島県大崎上島町沖浦黒崎

J 今治市関前岡村島正月鼻

K 今治市関前岡村島戸町鼻

- L 広島県大崎上島町明石香匂鼻
- M 広島県大崎上島町草木鼻
- N 広島県呉市豊町初崎
- 点 ア A から広島県呉市豊町中之島東南端見通し線の中央点
- イ B から 44 度の直線の対岸との中央点
- ウ C から広島県呉市豊町小島東南端見通し 650 メートルの点
- エ C から広島県呉市豊町東北端見通し線の中央点
- オ D から松山市小安居島頂見通し 436 メートルの点
- カ E から今治市吉海町津島小島鼻見通し線と同市大三島町日向泊鼻から広島県斎島東北端見通し線との交点
- キ 今治市大三島町日向鼻から広島県斎島東北端見通し線と G から今治市来島西端見通し線との交点
- ク F から 239 度の直線と G から今治市来島西端見通し線との交点
- ケ F から G 見通し 740 メートルの点
- コ G から H 見通し線の中央点
- サ J からコ見通し線と I から 179 度の線との交点
- シ K から L 見通し線の中央点
- ス K M 線とサシ線の延長線との交点
- セ N から L 見通し 400 メートルの点
- ソ セから J 見通し線と KM を結んだ直線との交点
- タ K から 304 度 30 分 170 メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第 124 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前大下島ナブチ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 今治市関前大下島ナブチ鼻

点 ア A から広島県大崎上島中ノ鼻見通し 300 メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第 125 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前大下島友入地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前大下島乙111番地の標識

点 ア Aから今治市波方町馬刀瀉見通し500メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第126号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前大下島フカバ地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前大下島フカバ突端

点 ア Aから今治市波方町梶取鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第127号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前小大下島明神地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市関前小大下島龍が鼻

B 今治市関前小大下島明神鼻

点 ア Aから今治市関前大下島竹子の鼻見通し400メートルの点

イ B から今治市関前大下島黒鼻見通し450メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第128号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前小大下島北方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前小大下島乙533番地(石灰採掘場跡)前護岸の標識

B 広島県大崎上島町沖浦シダワラ山頂

C 広島県三角島堤ノ鼻

D 今治市関前岡村島正月鼻

点ア ABを結んだ直線とCDを結んだ直線の延長線との交点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第129号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前岡村島月盛地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前岡村島月盛の鼻

点ア Aから広島県大崎上島町沖浦黒崎見通し900メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第130号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前岡村島小惣津鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前岡村島小惣津鼻

点ア Aから今治市波方町長磯見通し1,100メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第 131 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町馬刀潟地先

(3) 漁場の区域

基点Aを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 北緯34度7分4.8秒、東経132度55分3.1秒

3 関係地区 今治市波方町小部地区